

④ 棚卸資産の評価損の計上

Q : 当社には、数年前の在庫がかなりあります。評価損を計上して落としたいのですが、可能ですか？

A : 棚卸資産の評価損の計上は、特別の場合にしか認められていません。

【解説】

税法では、原則として棚卸資産の評価損の計上は認めておらず、次の特別な事実があったことにより時価が帳簿価額を下回ることとなった場合に限り、評価損の計上を認めています。

- ① その資産が災害により著しく損傷したこと
- ② その資産が著しく陳腐化したこと
陳腐化とは、次のような場合をいいます。
 - イ. 季節商品で売れ残ったものについて、今後通常の方法では販売することができないことが既往の実績などの事情に照らして明らかである場合
 - ロ. その商品と用途の面ではおおむね同様ではあるものの、型式・性能・品質等が著しく異なる新製品が発表されたことにより、今後通常の方法により販売できなくなった場合
- ③ 法人について会社更生法又は金融機関等の更生手続の規定による更生計画認可の決定があったことにより、その資産につき評価換えをする必要が生じたこと
- ④ 破損、型崩れ、棚ざらし、品質変化等により、通常の方法によって販売することができなくなった場合など

